

令和6年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金事業
 (浄化槽システムの脱炭素化推進事業)
 令和5年度事業との新旧対照表 (主要箇所)

1. 交付規程

令和5年度	令和6年度
<p>第8条 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を全浄連に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の1月31日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。</p>	<p>第8条 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を全浄連に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の1月31日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。また、公共事業において当該年度の1月31日までに検収が完了し、その後速やかに完了実績報告及び支払い手続きが行われる場合には、遅延報告書の提出は不要とする。</p>
<p>第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から補助事業の完了の日の属する3月末までの期間を含む。）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。なお、事業報告書の提出方法については環境省の定めるところによる。</p>

2. 費用対効果

(1) 事業における目標額：8万円/t-CO ₂	(1) 事業における目標額： 7万円 /t-CO ₂
-------------------------------------	--

3. 交付申請時の提出書類

令和5年度	令和6年度
<p>・別紙1 5. その他各事項 「過年度補助事業の実績有無」 本年度補助事業にかかる浄化槽について記載</p>	<p>・別紙1 5. その他各事項 「過年度補助事業の実績有無」 本年度補助事業にかかる浄化槽について +過去に補助事業の実績がある場合について記載</p>
<p>(3) 事業を申請する場合の追加必要書類 ・再エネ設備導入による二酸化炭素削減効果の計算にかかる資料 ・工事実施にあたって必要な資格、許認可等を示す資料</p>	<p>(3) 事業を申請する場合の追加必要書類 ・再エネ設備導入による二酸化炭素削減効果の計算にかかる資料 ・再エネ設備の製品仕様書 ・再エネ設備配置図 ・工事実施にあたって必要な資格、許認可等を示す資料</p>

4. 完了報告時の提出書類

令和5年度	令和6年度
<p>・様式第14 事業報告書の提出にかかる同意書 事業報告書にかかる担当者、その連絡先 →施工業者等でも可</p>	<p>・様式第14 事業報告書の提出にかかる同意書 事業報告書にかかる担当者、その連絡先 →補助事業者内の者であること</p>

*令和6年度の書式を一部変更しています。必ず全浄連WEBサイトの特設サイトよりダウンロードしてご使用ください。